

新型コロナウイルスワクチン接種

5歳から11歳までの方の新型コロナウイルスワクチン接種を3月15日から開始します。また、18歳以上の方の3回目接種の間隔が変更されました。

問保健センター☎995-3381

5歳から11歳までの方への接種

接種を希望される方は、接種券（クーポン券）を用意し、以下の予約方法により予約してください。なお、令和4年4月以降に5歳となる方の接種券（クーポン券）については、誕生月の前月下旬に順次発送します。

<予約開始日時>

3月10日(休) 午前10時～

<予約方法>

- ・八潮市専用予約サイト（<https://yashio.hbf-rsv.jp/>）
- ・コールセンター（☎0570-200-814）

<使用するワクチン>

ファイザー社製ワクチン（小児用）※大人（12歳以上の方）用のワクチンに比べ、有効成分の量が3分の1となっています。

3回目接種の間隔

18歳以上のすべての方が、2回目接種完了から6カ月経過すれば3回目接種を受けることができるようになりました。

3回目接種可能日までに接種券（クーポン券）を順次発送しますので、接種を希望される方は、八潮市専用予約サイトまたはコールセンターで予約してください。

<接種回数>

2回（1回目接種から3週間あけて2回目を接種）

<接種会場>

名 称	住 所
①おぐら小児科医院	大曽根244-2
②佐藤医院	伊勢野142
③藤井クリニック	八潮2-2-8
④緑町こどもクリニック	緑町3-23-2(4階)
⑤八潮駅つばめクリニック	大瀬1-10-12(1階・2階)
⑥八潮耳鼻咽喉科クリニック	中央1-8-4(2階)
⑦保健センター	八潮8-10-1

※接種前・中・後にきめ細やかな対応が必要であることから、医療機関（①～⑥）での個別接種をおすすめします。

接種状況（2月15日時点）

1・2回目接種通知発送数 約84,000人（12歳以上の方）
1回目接種済みの方 約73,000人（約86.9パーセント）
2回目接種済みの方 約72,300人（約86.1パーセント）

3回目接種通知発送数 約48,800人（18歳以上の方）
3回目接種済みの方 約8,600人（約17.6パーセント）

4月1日から

パートナーシップ宣誓制度がスタート

市では、LGBT等のさまざまな事情によって、婚姻の意思はあっても現行の婚姻制度の対象とならない方々が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であると宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係など）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が自分らしく、輝いて暮らせることを応援する制度です。

問人権・男女共同参画課☎☎811

■宣誓することができる人

一方または双方が性的少数者である方で、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合って生活を共にすると約束した二人

■宣誓の要件

（年齢）

双方が民法に規定する成年に達していること

（住所）

- ・双方が八潮市内に住所を有していること
- ・一方が八潮市内に住所を有し、他方が市内への転入を予定していること
- ・双方が八潮市内への転入を予定していること

（その他）

- ・双方に配偶者がいないこと、双方ともに他の者とパートナーシップ関係にないこと
- ・民法に規定する婚姻できない近親者同士の関係（直系血族およ

び三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと

■宣誓の手続き

①宣誓日時の相談、予約

宣誓日は事前予約制です。窓口、電話または電子メールで人権・男女共同参画課（☎☎811、✉jinken-danjo@city.yashio.lg.jp）へ。

②宣誓

必要書類をお持ちのうえ、予約日時にお二人で市役所へお越しください。職員の面前でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。

③宣誓証明書などの交付

「パートナーシップ宣誓証明書」および「パートナーシップ宣誓証明カード」が、後日交付されます。

※詳しくは、市ホームページに掲載の「八潮市パートナーシップ宣誓制度申請の手引き」をご覧ください。

成年年齢引下げに伴う新成人の消費者トラブルに注意

民法改正により4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができ、高校生でもローンを組むことや、クレジットカードを作ることができるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取り消しができなくなります。保護がなくなったばかりの高校・大学在学中などの新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいますので、悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。

契約や買い物は、しっかりと「考えて」から行いましょう。

問い合わせ先

- ・消費者ホットライン☎188
- ・日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
☎0570-051-051
- ・関東財務局 金融監督第5課☎048-600-1151
- ・けいさつ総合相談センター☎#9110

